

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

○議長（岡 弘悟君）この際、報告いたします。

市長から、平成29年6月29日付橋総第692号をもって、追加議案1件が送付されております。

次に、議会運営委員会委員長 田中君から平成29年6月29日付をもって議案1件が、議員松浦君ほか5人から6月22日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において2番 石橋君、13番 樽井君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第11号 橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第2 議案第11号 橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置

及び運営法人選定審査会条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）皆さま、おはようございます。

委員長報告をさせていただきます。

去る6月22日の本会議において、本委員会に付託された議案第11号 橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会条例について を審査するため、6月27日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第11号は、公私連携幼保連携型認定こども園として、(仮称)山田こども園と(仮称)学文路こども園を新設するにあたり、設置及び運営する法人を選定するための審査会を設置するものである。

なお、(仮称)山田こども園は、山田保育園と岸上保育園を廃園し、柏原保育園園舎を解体して新築するもので、定員123人で、平成33年4月に開園予定である。また、(仮称)学文路こども園は、しみず保育園、清水幼稚園、学文路幼稚園を廃園し、旧学文路中学校校舎を解体して新築するもので、平成31年4月に定員63人で開園する予定である。また、当該2園の設置運営法人の選定にあたっては、2園一括として一つの法人を選定する。

委員から、(仮称)学文路こども園は平成31年4月に開園予定とし、本年4月に地元区長等への説明を行い、今回議会に対し説明を行

った後、7月には保護者説明会を実施する予定であるとのことで、開園を急ぎ過ぎていると感じるがどうかとのただしがあり、従来から財政的な事情と用地確保の問題で当分開設できないと議会には報告していたが、庁内では開設の検討を継続してきた。旧学文路中学校校舎を解体してこども園を建設することについては、本年2月に方針決定しており、それ以降調整を進め、4月に具体的な内容が決まったところである。31年4月開園予定とした理由については、開園まで2年弱であるが、解体に要する期間は約3カ月、園舎建設には約8カ月であることから工程的には十分可能であること、しみず保育園園舎の老朽化が進んでおり、屋根や外壁も非常に傷んでいる状況で、早急なこども園整備が必要と判断したためであるとの答弁がありました。

27年12月議会では、こども園計画は凍結すると答弁していたが、今回のこども園整備は公私連携幼保連携型ということで、従来の指定管理者制度による保育所型とは異なり、今まで進めてきた幼保一元化5カ年計画から大きく方針転換している。しかしながら、議会に対する報告はなく、市民の意見も反映できていないのではないかとただしがあり、公私連携については待機児童解消を目的とした国の施策で、27年末から導入された。市としては財政状況が厳しい中、公設民営より財政負担が少なく、実現可能な唯一の手法として公私連携を選択した。民設民営ではあるが、土地を無償貸与することで公私連携協定を結ぶことが可能となり、市が一定の関与を持つという点で民設民営とは異なる。本市がかかわるこども園と捉えており、幼保一元化計画の方針転換ではなく、その範疇であると考えているとの答弁がありました。

法人に対し、土地を購入するよう交渉できるかとただしがあり、公私連携を選択し

たのは公設民営のこども園と同程度の協定を結び、三者協議会により従来のこども園と同様のかかわりを持ちたいと考えたためであり、法人が行う保育に対し、保護者が市に意見を言えない、また、市が関与できないなどということがないようにするためである。したがって法人に土地の購入を呼びかけるということは考えていないとの答弁がありました。

法人の応募がない場合は、公設民営で開設するのかとのただしがあり、国及び市から支援はあるものの、法人に園舎建設を求めるといった厳しい公募条件であり、本市にとって新しい手法でもあることから、その選定には慎重を期すため、市内でこども園、保育園、幼稚園の運営実績のある法人のみに対し公募をかける予定である。応募がない場合については、合併特例債の発行が平成32年度着工分までとなり、それ以降は財政的に難しくなる。それ以上遅れるのであれば、当初のこども園整備計画どおり、学文路幼稚園、清水幼稚園を廃園し、しみず保育園を全面改修してこども園を整備する方向に移行することが想定されるとの答弁がありました。

設置運営法人の選定において2園を一括して一つの法人とする理由についてただしがあり、学文路地域については、こども園の人数が非常に減っており、定員63人に対し、将来の同地域のこども園入園者の予測は45.6人で、1園のみの公募とするより、2園両方の公募としたほうが保育士の配置が容易となるなど、健全な運営を図りやすいと判断したためであるとの答弁がありました。

30年間土地を無償貸与するとのことだが、少子化等の社会情勢により、期間満了までに法人が撤退を申し出た場合の市の対応はとのただしがあり、別の法人を選定するか、市が建物を借り受け運営することになると考えているが、協定書には、法人が撤退する場合

や認可を取り消された場合には、建物を解体して市に返却する内容を盛り込むとの答弁がありました。

(仮称)学文路こども園について、道路整備の必要性と、旧学文路中学校運動場の跡地利用について ただしがあり、園舎は旧校舎の南側、園庭はプールの場所を考慮しており、北側の進入路から園庭まで保護者の送迎用のために、対向可能な約6m幅員の道路を整備し、あわせて運動場の園庭側に40台分の駐車場を整備する。残りの運動場の跡地利用については未定であるとの答弁がありました。

審査会委員は10人以内と規定しているが、合計6園の保育園、幼稚園がかかわることから、10人では少なくないかとのただしがあり、新しい試みであることから、客観的に法人を選定していただくため、市職員は入れない方針である。構成については、社会福祉の有識者、会計士、建築士、保護者代表を考えている。各園にはそれぞれの保護者代表がいることを考慮して10人以内としたとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、本案に賛成することは公私連携幼保連携型認定こども園設置に賛成することにつながる。27年12月には凍結すると言っていたのに、今回のように一気に進めるというやり方には反対であり、公私連携幼保連携型という今までにない新しい方針を決めるときはさまざまな意見を取り入れるべきであるので反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、本市として初めての試みとなる公私連携に関して条例化するもので、従来の指定管理の条例と二通りあるという認識を持っている。また、審査会において、全て関係する保育園、幼稚園の保護者代表を委員に入れたいという市の方針を確認したので、充実した意見が出され、よりよい法人を選定

されるよう期待して賛成するとの討論がありました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

すいません、3ページの将来同地域のこども園入園者の予測は45.6人でというところで、ちょっと間違えましたので訂正をお願いいたします。四十五、六人ということです。すいません、間違えました。訂正のほうをよろしくお願い申し上げます。失礼いたしました。

議員各位のご賛同のほう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(岡 弘悟君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番(井上勝彦君)委員長にちょっとお尋ねしときますけれども、この法人の2園一括という、これは要するに、地元のこども園というんか、何園かありますね。その何園かある中で、理由というのは、将来学文路地区は少なくなるので、要するに2園一括という理由だけですが、ほかの園が仮に80人、90人の園が今現在あるとしますね。そしたら、それがやっぱり今ちょっと生徒が少なくなってくる。そうなってくると、もう1園持ちたいよという、9園の中にいらっしゃるかわかりませんね。そしたら、やっぱり1園ずつ公平に応募しよいうように、2園一括といたら負担額もかなりの負担額になってくるんで、なかなか手を挙げてくれるのが少ないかもわからん。なかったら成功できないので、そういうふうな意見というのは委員会の中であったかどうか、ちょっとお尋ねしときたいと思います。

○議長(岡 弘悟君)6番 小林君。

○6番(小林 弘君)先生おただしのことなんですけれども、委員会の中では二つに分けるというのはなかったです。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）議案第11号 橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会条例に、反対の立場で討論を行います。

本条例は、公私連携幼保連携型認定こども園を運営する法人を選定する審査会を設置することを目的としています。この条例に賛成することは、公私連携幼保連携型認定こども園の設置に賛成することになります。公私連携型こども園設置に反対ですので反対します。

その理由の一つ目は、幼保一元化5カ年計画は、五つの公設民営のこども園をつくってなっていました。現在、保育園を含めると、既に五つの公設民営の園があります。今回、一次計画に山田地域と学文路地域が入っていたから公私連携型のこども園をつくるというのには反対です。さらに、今までは指定管理者制度による公設民営のこども園だったのが、民設民営のこども園を設置するという大きな政策転換にもかかわらず、7月に保護者説明会、8月から11月に法人の公募及び選定、12月に法人の決定と、あまりに急ぎ過ぎではないでしょうか。

二つ目の理由は、今でも市内には民営の保育園、こども園が11園あります。民営の園はそれぞれ特色のある保育をされています。一方、公立の園は、一人ひとりに応じた丁寧な保育、子どもに寄り添った保育をしていると思います。公営、民営いろいろある中で、公営の園を選択する保護者がいるにもかかわらず

ず、公立の保育園が紀見保育園だけになるとするのは選択の幅を狭めてしまいます。

また、(仮称)山田こども園の計画では、現在の柏原保育園を解体、園舎新築工事をするために、その間、ほかの保育園に行くこととなります。毎年、新しい環境に慣れなければならず、子どもたちや保護者の負担が大きくなります。今は、公立保育園が紀見保育園1園でいいのかということも含めて市民と一緒に検討するべきときだと思います。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

5番 坂口君。

〔5番（坂口親宏君）登壇〕

○5番（坂口親宏君）議案第11号 橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会条例について、私は賛成の立場から討論を申し上げます。

現況の少子化に流れる現在の社会情勢の中で、親の立場から安全、そして安心な運営が求められるこども園なんですけれども、委員長の報告にもあったんですが、本市としては初めてのしっかりとした明文化、初の試みとなる公私連携ということで、その中で条例化をするもので、審査会においては全ての関係する保育園、幼稚園の関係者の代表、あるいは保護者会の代表が委員に選定されるということがしっかりと担保をされている。また、三者協議会の設置、それから指導監督もしっかりと担保されるというそういった環境の中で、本市として充実した運営が期待されるということも含めまして、私は賛成の立場でこの法人を選定されるよう期待をしております。

議員諸氏の賛成という姿勢をいただけるようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方あり

ませんか。

19番 小西君。

〔19番（小西政宏君）登壇〕

○19番（小西政宏君）議案第11号 橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

確かに、委員会でもけんけんがくがく、さまざまな議論がある中ではありますけれども、やはり保護者であるとか、そこに通う園児の方々が一番メインになってこの計画は進めていくべきであると、まず前提として考えます。

この委員会の中での議論でもありましたけれども、これから保護者の方々に対し、一生懸命汗をかいて職員の方々がご説明に上がるというふうな答弁もいただいておりますので、それでまた、保護者の方々がいろいろな議論出ておりますけれども、一生懸命説明していただけて納得をしていただけることに期待をいたしまして、今回のこの条例に対して賛成させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）議案第11号については、賛成の立場で討論をさせていただきます。

審査会をつくるということでもあります。気になることが一つありまして、2園一括という、これがやはり公平性という観点から、ゼロベースで審査会へ委ねると。そして、そこでけんけんがくがくやっただいて、そして、2園一括のほうがいいんと違うかということで、審査会で決まるんならそらいいけど。2園一括ということを経験とした中から審査会に委ねていくということは、いささかちょっと問題があるのと違うかなと。9園の園の方が、やはり手を挙げたくても、2園一括や

ったらちょっとしんどいよということにもなってくるので、そういうことのないように、市としてもちゃんとしたことを前提に、頭に入れながら、よりよい子どものためにいい園舎をつくっていただくということ、これはいいことなんで、財政面から考えてもやるべきだと思いますけれども、そのことがちょっと気になりますので、そのことをこの議会で意見を述べて、賛成といたします。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第10号 市道路線の認定について

○議長（岡 弘悟君）日程第3 議案第10号 市道路線の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 10番 森下君。

〔10番（森下伸吾君）登壇〕

○10番（森下伸吾君）去る6月22日の本会議において、本委員会に付託された議案第10号 市道路線の認定について を審査するため、6月26日に委員会を開催し、慎重審査の結果、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第10号は、シビックゾーン利用者の利便性向上を目的とした保健福祉センター周辺整備事業により整備された道路を、保健福祉センター南線として市道認定するものであり、委員会は先に現地に赴き調査の後、審査を行いました。

委員から、本案が可決されるといつから通行できるのかとのただしがあり、議決証明取得し、2週間の縦覧に供することになるので、7月中旬頃となるとの答弁がありました。

以上報告であります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。